

漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱

	2 1 水 漁 第 3 0 3 6 号
	平 成 2 2 年 3 月 3 0 日
	農林水産水産事務次官依命通知
一部改正	2 3 水 漁 第 2 1 8 9 号
	平 成 2 4 年 4 月 1 日
一部改正	2 5 水 漁 第 1 5 5 3 号
	平 成 2 6 年 2 月 6 日
一部改正	2 6 水 漁 第 1 2 9 4 号
	平 成 2 7 年 2 月 3 日
一部改正	2 7 水 漁 第 1 4 6 4 号
	平 成 2 8 年 1 月 2 0 日
一部改正	2 8 水 漁 第 1 5 7 8 号
	平 成 2 9 年 3 月 3 1 日
一部改正	元 水 漁 第 1 7 3 9 号
	令 和 2 年 3 月 2 7 日
一部改正	2 水 漁 第 1 2 8 3 号
	令 和 3 年 3 月 2 6 日
一部改正	3 水 漁 第 1 8 9 9 号
	令 和 4 年 3 月 2 9 日

(通則)

- 第1 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第2 近年、燃油価格は国際的な需要関係に加え、投機資金などの影響により乱高下するようになっている。また、魚類養殖に必要な配合飼料の主原料である魚粉等は、海外からの輸入に依存しており、世界的な魚粉等の需要増を背景に価格が不安定となっている。
- このため、補助金は、漁業用燃油と配合飼料価格の上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして、漁業者・養殖業者と国の拠出により、漁業用燃油価格差補填金（燃油価格の上昇が漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）、漁業用燃油価格急騰対策補填金（燃油価格の急騰が漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）及び養殖用配合飼料価格差補填金（配合飼料価格の上昇が養殖業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業の運営を支援するとともに、そのために必要な漁業経営セーフティーネット構築等事業基金（以下「基金」という。）を造成することで、漁業・養殖業経営の安定と水産物の安定供給に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「補助事業者」という。）が行う漁業経営セーフティーネット構築事業を実施するための基金造成事業（以下「基金事業」という。）及び基金事業を実施するための補助事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(漁業経営セーフティーネット構築事業の内容)

第4 漁業経営セーフティーネット構築事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 漁業用燃油価格安定対策事業

ア 対象油種

漁業用燃油価格安定対策事業は、次の油種のうち、漁業の用に供するものを対象とする。

- (ア) A重油
- (イ) 軽油
- (ウ) ガソリン
- (エ) その他の燃油

イ 事業体制構築の契約

(ア) 補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、次のいずれかに掲げる者（以下第4の(1)において「漁連等」という。）との間に、漁業用燃油の価格の上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、もって傘下の漁業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に係る契約（以下第4の(1)において「参加契約」という。）を締結することができる。

- a 漁業協同組合連合会
- b 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）
- c 漁業者を直接又は間接の構成員とする全国団体（法人に限るものとし、a又はbに該当するものを除く。）
- d 燃油販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体（法人に限る。）
- e その他水産庁長官が適当と認めた団体

(イ) (ア)の参加契約を締結した漁連等は、次のいずれかに掲げる者との間に、参加契約の事務を連携して履行するための事務契約を締結することができる。

- a 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって漁業者又は燃油販売業者を会員とするもの
- b その他水産庁長官が適当と認めた団体

(ウ) 補助事業者は、(ア)の参加契約を締結したときは、水産庁長官に報告するものとする。

ウ 漁業者のセーフティーネットへの加入の契約等

(ア) 補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、セーフティーネットに加入しようとする漁業者からの申込みに基づき、当該漁業者との間に積立契約を締結するものとする。

(イ) 補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、積立契約を締結した漁業者（以下第4の(1)において「加入者」という。）からの申込みに基づき、補助事業者が定めるセーフティーネットの事業年度ごとに、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の対象となる燃油購入予定数量を決めるものとする。

エ 燃油補填積立金の納入等

(ア) 加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、補助事業者に対し、原則として毎年度、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金に係る補填積立金（以下「燃油補填積立金」という。）を納入する。

(イ) 燃油補填積立金の清算については、水産庁長官が別に定める。

オ 燃油の購入数量の報告

加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、四半期ごとに自らが購入した燃油の購入数量を補助事業者に報告するものとする。

カ 漁業用燃油価格差補填金の交付

補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、加入者に対し、四半期ごとに漁業用燃油価格差補填金を交付する。

キ 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付

補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、加入者に対し、四半期ごとに漁業用燃油価格急騰対策補填金を交付する。

ク 資源管理等の取組

加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、資源管理等の取組を行うものとする。

ケ 経営改善の取組

(ア) 加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、漁業用燃油の購入予定数量削減目標を定めるとともに、省エネ計画を策定し、漁業経営におけるコ

スト削減に取り組むものとする。

(イ) 補助事業者は、漁業経営改善のための経営内容の見直し事由及び規制強化又は自然災害等自己の責に帰さない要因を定め、水産庁長官の承認を受けなければならない。

コ 普及啓発等

補助事業者は、漁業用燃油価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、アからケまでの規定に関連する事務のほか、次の事務を行う。

(ア) 漁業用燃油価格安定対策に関する普及啓発

(イ) 関係団体等の実務関係者に対する漁業用燃油価格安定対策に関する研修

(ウ) 関係団体等に対する漁業用燃油価格安定対策の事業実施に係る指導及び助言

(2) 養殖用配合飼料価格安定対策事業

ア 対象配合飼料

養殖用配合飼料価格安定対策事業は、魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するものを対象とする。ただし、養殖業者が魚粉等を原料として配合飼料を自ら作成し使用する場合には、当該配合飼料の原料とする魚粉のみを対象とする。

イ 事業体制構築の契約

(ア) 補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、次のいずれかに掲げる者（以下第4の(2)において「漁連等」という。）との間に、養殖用配合飼料の価格の上昇が養殖業経営に及ぼす影響を緩和し、もって傘下の養殖業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に係る契約（以下第4の(2)において「参加契約」という。）を締結することができる。

a 漁業協同組合連合会

b 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）

c 養殖業者を直接又は間接の構成員とする全国団体（法人に限るものとし、a又はbに該当するものを除く。）

d 配合飼料販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体（法人に限る。）

e その他水産庁長官が適当と認めた団体

(イ) (ア)の参加契約を締結した漁連等は、次のいずれかに掲げる者との間に、参加契約の事務を連携して履行するための事務契約を締結することができる。

a 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって養殖業者又は配合飼料販売業者を会員とするもの

b その他水産庁長官が適当と認めた団体

(ウ) 補助事業者は、(ア)の参加契約を締結したときは、水産庁長官に報告するものとする。

ウ 養殖業者のセーフティーネットへの加入の契約等

(ア) 補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、セーフティーネットに加入しようとする養殖業者からの申込みに基づき、当該養殖業者との間に積立契約を締結するものとする。

(イ) 補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、積立契約を締結した養殖業者（以下第4の(2)において「加入者」という。）からの申込みに基づき、補助事業者が定めるセーフティーネットの事業年度ごとに、養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入予定数量を決めるものとする。

エ 配合飼料補填積立金の納入等

(ア) 加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、補助事業者に対し、原則として毎年度、養殖用配合飼料価格差補填金に係る補填積立金（以下「配合飼料補填積立金」という。）を納入する。

(イ) 配合飼料補填積立金の清算については、水産庁長官が別に定める。

オ 配合飼料の購入数量の報告

加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、四半期ごとに自らが購入した本事業の対象となる配合飼料の購入数量を補助事業者に報告するものとする。

カ 養殖用配合飼料価格差補填金の交付

補助事業者は、水産庁長官が別に定めるところにより、加入者に対し、四半期ごとに養殖用配合飼料価格差補填金を交付する。

キ 普及啓発等

補助事業者は、養殖用配合飼料価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、アからカまでの規定に関連する事務のほか、次の事務を行う。

(ア) 養殖用配合飼料価格安定対策に関する普及啓発

(イ) 関係団体等の実務関係者に対する養殖用配合飼料価格安定対策に関する研修

(ウ) 関係団体等に対する養殖用配合飼料価格安定対策の事業実施に係る指導及び助言

(漁業経営セーフティーネット構築事業の実施)

第5 補助事業者は、第4に規定する事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、当該事業を実施するための基本的事項に関する規定を定めるものとする。

2 補助事業者、第4の(1)のイの(ア)又は第4の(2)のイの(ア)の参加契約を締結した漁連等及び第4の(1)のイの(イ)又は第4の(2)のイの(イ)の事務契約を締結した者は、第4の規定に基づき事業を実施するために必要なときは、セーフティーネットに加入しようとし、又は加入している漁業者又は養殖業者から事務手数料を徴収することができる。

(基金の造成及び管理等)

第6 基金の造成は以下のとおりとする。

(1) 補助事業者は、第4に定める事業の実施に充てるため、当該事業を実施する期間において、毎年、国の予算に基づく国からの補助金並びに燃油補填積立金及び配合飼料補填積立金によって、基金を造成するものとする。

(2) 補助事業者は、別記様式第1号により、毎年の基金の造成計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

2 基金の管理等は以下のとおりとする。

(1) 補助事業者は、基金を次により管理・運用するものとする。

ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会等への預貯金

イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

ウ 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

(2) 補助事業者は、基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

ア 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金に充てるための漁業用燃油価格安定対策勘定

イ 養殖用配合飼料価格差補填金に充てるための養殖用配合飼料価格安定対策勘定

(3) (2)に掲げる各勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。

(4) (2)に掲げる各勘定の資金のうち、国からの補助金によるものの運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れてこの事業の実施に充てるものとする。

(5) 補助事業者は、基金造成後に(2)に定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官の承認を受けなければならない。

(6) 補助事業者は、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金並びに養殖用配合飼料価格差補填金の交付額のうち国からの補助金により造成された部分から充てるべき額が、既に造成されている基金の額（取崩しが行われた場合には、その額を控除した額）をもってしても不足する場合には、別記様式第2号により、水産庁長官の承認を得た額の借入れを行うことができる。なお、借入金及びそれに係る利子の支払いには、国からの補助金又は同補助金により造成された基金を充てるものとする。

(7) 補助事業者は、基金の管理については、(1)から(6)までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第3号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額とし

て控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付申請書の提出期限）

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（基金事業に係る交付の条件）

第10 漁業経営セーフティネット構築等事業基金（以下「基金」という。）は、善良な管理者の注意をもって管理し、第2の交付の目的に反して、基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、事業が全て終了したときは、速やかに事業の精算を行い、水産庁長官に報告しなければならない。この場合において、基金に残額があるときは国費相当額を国に納付するものとする。

（申請の取下げ）

第11 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に別記様式第4号を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第12 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第5号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（変更、中止又は廃止の承認）

第13 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後の事情変更等により申請の内容を変更、中止又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第6号により大臣の承認を受けなければならない。ただし、第14に規定する軽微な変更の場合は承認を受けることを要しない。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第7号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第8号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第10号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(基金の支払)

第17 補助事業者は、基金の支払を受けようとするときは、別記様式第9号の支払請求書を大臣及び水産庁長官に提出しなければならない。

(概算払)

第18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第10号の概算払請求書を大臣及び水産庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第11号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 交付規則第6条第1項の別に定める基金造成完了報告書は、別記様式第12号のとおりとし、補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から10日を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに、基金造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第13号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書又は第2項の基金造成完了報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 5 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書又は第2項の基金造成完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第14号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20 大臣は、第19第1項又は第2項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付

がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第21 補助事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第22 大臣は、第13第1項の規定による補助事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業及び基金事業（以下「補助事業等」という。）に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第23 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに基金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第15号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

- 第24 交付決定額の下限は、3,500万円とする。
ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

(財産の管理等)

- 第25 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第26 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認による処分については、第25第2項の規定を準用する。

(残存物件の処理)

- 第27 補助事業者は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第28 補助事業者は、第6、第7、第10から第19まで、第21、第26、第27、第30及び第35の各規定に基づく申請等の手続（以下「申請等」という。）については、当該規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合であっても、本要綱の規定に基づき添付することとされている書類の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱に規定する様式にかかわらず、申請サービスにより提供する様式を用いることができる。
 - 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、申請サービスを使用する方法により行うことができる。
 - 4 補助事業者が第2項の規定により申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合は、申請サービスのサービス提供者が定める申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第29 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第30 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に水産庁長官に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

- 第31 補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

- 第32 補助事業者は、基金事業の経理について、それぞれの基金事業の勘定及び補助事業の経理と明確に区分した上で、帳簿を整理し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくなければならない。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(他用途使用の禁止)

第33 基金は、第4に定める漁業用燃油価格差補填金、漁業用燃油価格急騰対策補填金及び養殖用配合飼料価格差補填金の交付以外の用途に使用してはならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第34 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施状況の報告)

第35 補助事業者は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第16号により事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。

(基金の見直し等)

第36 補助事業者は、基金について、少なくとも5年に1回、定期的に見直しを行う。また、補助事業者は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合を算出するとともに、当該割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

(指導等)

第37 水産庁長官は、事業の適正な執行を確保するため、補助事業者及び関係漁業協同組合連合会等に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第38 本事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるものによる。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成25年度補正予算に係る実績報告等については、なお従前の例による。

附則（平成28年1月20日付け27水漁1464号）

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附則（平成29年3月31日付け28水漁第1578号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の平成28年度以前の予算の補助事業及び基金事業に関する規定は、なお従前の例による。

附則（令和2年3月27日付け元水漁第1739号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度以前の予算の補助事業及び基金事業に係る規定については、なお従前の例による。

附則（令和3年3月26日付け2水漁第1283号）

- 1 この通知は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和2年度以前の予算の補助事業及び基金事業に係る規定については、なお従前の例による。

- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月26日付け3水漁第1899号）

- 1 この改正は、令和4年3月26日から施行する。
- 2 この改正の施行に伴い、漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の漁業経営セーフティーネット構築事業実施により行うこととされている令和3年度以前の予算の補助事業及び基金事業については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の際、既に造成されている基金については、第6、第10、第29から第33まで、第35及び第36の規定に準じて管理・運営するものとする。

別表（第3及び第14関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更
<p>漁業経営セーフティネット構築事業</p>	<p>1 漁業経営セーフティネット構築事業運営事業 補助事業者が漁業経営セーフティネット構築事業を円滑に推進するための活動を行うのに要する経費</p> <p>2 漁業用燃油価格安定対策事業基金造成費 補助事業者が漁業用燃油価格差補填及び漁業用燃油価格急騰対策補填に関する補填交付金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p> <p>3 養殖用配合飼料価格安定対策事業基金造成費 補助事業者が養殖用配合飼料価格差補填に関する補填交付金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1の経費の増加</p> <p>2 経費の欄に掲げる2及び3の経費の相互間における30%を超える経費の増減</p>

別記様式第1号（第6第1項（2）関係）

漁業経営セーフティネット構築等事業基金造成計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

漁業経営セーフティネット構築事業において、 年度の基金造成計画を作成したので、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱第6第1項（2）の規定に基づき下記のとおり承認を申請する。

記

基金造成計画

（単位：千円）

事業名	前年度繰越額	今年度造成額		合 計	備 考
		既造成済額	今回造成額		
漁業経営セーフティネット構築事業					
1. 漁業用燃油価格安定対策事業					
2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業					
計					

別記様式第2号（第6第2項（6）関係）

漁業経営セーフティーネット構築事業借入金承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

漁業経営セーフティーネット構築事業において、補填金の交付に不足が発生する見込みとなり借入れが必要となったため、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱第6第2項（6）の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

〇〇年度

1. 補填金交付予定額（国費分）	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 基金残高（国費分）	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
3. 補填金交付不足額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
4. 借入金必要額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

別記様式第3号（第7第1項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金
（漁業経営セーフティネット構築事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第7第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 基金造成の内容及び造成計画

（1）漁業用燃油価格安定対策事業基金造成費

（2）養殖用配合飼料価格安定対策事業基金造成費

（3）基金造成計画

基金の保有区分	既申請済額	今回申請額	合 計	備 考
1 漁業用燃油価格安定対策事業 基金造成費	円	円	円	
2 養殖用配合飼料価格安定対策事業 基金造成費				

（注）1及び2のそれぞれについて、基金の保有区分欄には金融機関への預託等保有形態別に記載すること。また、備考欄には、予定年利利率等を記載すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	補助金の額	備 考
漁業経営セーフティネット構築事業 運営事業費	円	円	円

4 事業完了予定年月日

5 添付書類

事業実施主体の定款及び事業計画書（当初）

（注）添付書類については、本事業の実施にあたり、当年度において既に提出を受けた場合であって、内容に異同が無い場合にあつては、省略することができる。

また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより添付を省略することができる。

別記様式第4号（第11関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金
交付申請取下届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により取り下げたいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき届け出る。

記

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第6号（第13第1項関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金
（漁業経営セーフティーネット構築事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第13第1項の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別紙様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略するものとする。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（交付申請時以降変更のない場合は省略できる）。

（注3）変更に伴い追加交付を申請する場合には、件名及び本文を以下のとおり置き換えること。

（1）様式の件名「 年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金（漁業経営セーフティーネット構築事業）変更等承認申請書」を、「 年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金（漁業経営セーフティーネット構築事業）変更及び追加交付申請書」とする。

（2）本文中「事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第13第1項の規定に基づき申請する。」を、「事業について、下記のとおり変更したいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第13第1項の規定に基づき、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第7号（第15第1項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金
（漁業経営セーフティネット構築事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定に基づき届け出る。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
漁業経営セーフティネット構築事業 運営事業費	円	円	%	円		
合計						

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第8号（第16第1項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金
（漁業経営セーフティネット構築事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第16第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年12月31日までに完了したもの		○年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
漁業経営セーフティネット構築事業運営事業費	円	円	%	円		
合計						

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第9号（第17関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金
（漁業経営セーフティーネット構築事業）支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

官署支出官 水産庁長官

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第10号（第18関係）

年度漁業経営セーフティネット構築事業費補助金
 (漁業経営セーフティネット構築事業) 概算払請求書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣

殿

官署支出官 水産庁長官

殿

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第18の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。
 (また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。) (注2)

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残 額 (A)-{(B)+(C)}		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	現在の予定出来高	金額	までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2 括弧内は、第16第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第11号（第19第1項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金
（漁業経営セーフティネット構築事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

〔 官署支出官 水産庁長官 殿 〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業経営セーフティネット構築事業費補助金 円の交付を申請する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容

（1）漁業経営セーフティネット構築事業運営事業費

（2）漁業用燃油価格安定対策事業基金造成費

（3）養殖用配合飼料価格安定対策事業基金造成費

3 経費の配分

区 分	補助事業に 要した経費	補助金の額	備 考
漁業経営セーフティネット構築事業 運営事業費	円	円	

4 事業完了年月日

5 添付書類

- （注） 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
3 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
4 軽微な変更があった場合において、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合についても添付すること。

別記様式第12号（第19第2項関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金
（漁業経営セーフティーネット構築事業）基金造成完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第19第2項の規定により、その実績を報告する。

記

- 1 補助金の交付の内容

- 2 基金造成の収支決算
 - （1）収入の部（補助金）

 - （2）支出の部（基金造成額）

別記様式第13号（第19第3項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金
 （漁業経営セーフティネット構築事業）年度終了実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第19第3項の規定に基づき実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助 金	(A) の うち年度 内支出済 額	概算払受 入済額	(A) の うち未支 出額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第14号（第19第5項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第19第5項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入
控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財産管理台帳

事業実施主体名

事業実施年度	農林水産省 所管補助金名

取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	取得 年月日	取得 金額	国庫	事業実 施主体	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の周期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

漁業経営セーフティーネット構築事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官

殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

漁業経営セーフティーネット構築事業において、 年度の実績報告書を作成したの
で、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱第35の規定に基づき下記の
とおり提出する。

記

漁業経営セーフティーネット構築事業

1. 漁業用燃油価格安定対策事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)		
前年度繰越額 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)		
前年度繰越額 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		